

令和2年度大学教育再生戦略推進費
知識集約型社会を支える人材育成事業

Q&A

令和2年6月30日

文部科学省高等教育局
大学振興課大学改革推進室

目次

問 1. 「知識集約型社会を支える人材育成事業」の趣旨は何か。	4
問 2. 審査において、本事業で取り組む教育改革の他大学等へ波及については、どのように 評価されるのか。他大学の教育改革に具体的につながることで求めるのか。	4
問 3. 新たな学位プログラムの設置を目指す場合、当該事業期間内に学位プログラムの設置 及び学生の受入れがなされることが必要なのか。	4
問 4. 学部のみが対象になるのか。大学院のみの取組や、専攻科・別科等も含めた教育プロ グラムとしての申請は可能なのか。	5
問 5. 既に本事業の趣旨・目的に沿った教育プログラム等を実施している場合であっても、 新たな教育プログラムの構想を申請しなければならないのか。	5
問 6. 既存の学位課程において教育プログラムを構築する場合、3つのポリシーそのものも 審査対象となるのか	5
問 7. 社会とのインタラクションとは、具体的にどのような取組を想定しているのか。 ...	6
問 8. 本事業においては、新たな学位課程の構築や学位等連携課程の設置が求められるのか。	6
問 9. 分野融合の取組や既存の取組の継続ではない新規性ある取組が必要であるということ は、既存にない新たな専攻分野や学位の構築を求めるのか。	6
問 10. 補助期間終了後にプログラムの質が下がることがないようにすることとあるが、具体 的にどのようなことを想定しているのか。事業終了後の教育プログラム実施に係る 資金について事業期間中と同額を確保することを求められるのか。	7
問 11. 「身に付けた内容を...実社会に適用することができる能力」「社会のニーズを受けた 人材像の設定」という説明があるが、いわゆる特定職種・職業分野の人材養成を行 う取組を想定しているのか。	7
問 12. 事業趣旨として、学生の専門分野に特化しない幅広い知識の習得を目指すとする一 方で、要件として3つのポリシーやカリキュラムツリーなど、学生の学びを規定す る仕組みが強く求められている。学生個々人の学びの幅を優先することと、設定す る人材養成像に向け履修すべき内容が特定されていることと、いずれを重視してい るのか。	7
問 13. 全学的な教学マネジメントの確立とあるが、本事業の期間内において取組大学とし て教学マネジメントの実施体制を確立する必要があるのか。	8
問 14. 複数の大学の共同申請により、共同教育課程や連合大学院などに基づく教育プログ ラムの構想として申請することは可能なのか。	9
問 15. メニューⅠのレイトスペシャライゼーションやメニューⅡにおいては、修士や博士	

- の学位を取得する教育プログラムであることが必要なのか。 9
- 問 16. メニュー I・II ともに、期待される取組事例が示されているが、例示にないような取組を行う申請は評価されないのか。 9
- 問 17. 教育改革を実現するために確認する事項は、審査においてどのように評価されるのか。 9
- 問 18. 自大学の現状を把握するための自己分析とは、どのような内容を想定しているのか。 9
- 問 19. 本事業における取組が大学全体の改革の一環に位置付けられているとは、具体的にどのようなことを想定しているのか。 10
- 問 20. 具体的な成果指標として具体的に想定するものはあるのか。申請に際して必ず設定しなければならない指標があるのか。 10
- 問 21. 申請に際して、個々の授業科目の内容やそのシラバスも用意し、説明する必要があるのか。 10
- 問 22. 本事業における取組は、学部、学科あるいは専攻など、どの組織レベルで実施されるものであればよいのか。どの程度の授業科目数の見直しを行えばよいのか。新たに作成するカリキュラムを履修する学生の規模はどの程度に設定すればよいのか。 11
- 問 23. 分野融合とあるが、文理融合が想定されているのか。文系同士、あるいは理系同士の融合によるプログラムとすることは可能なのか。 11
- 問 24. 社会人入学者などいわゆる大学既卒者を対象とした教育プログラムは申請できるのか。 11
- 問 25. 身に付けるべき複数のディシプリンとは、いわゆる教養教育水準のもので構わないのか、あるいは専門教育レベルの内容が求められるのか。分野融合の手法として、ある特定の分野は教養教育段階のみの学修としつつ、中心となる専門分野のみ専門教育段階まで学修する取組は可能なのか。 12
- 問 26. 3以上の複数分野の融合による構想の場合、特に主となる学位を授与する分野以外の各分野の学修は、何単位程度設定すれば足るのか。 12
- 問 27. 複数分野の融合が前提となっているように見受けられるが、学内において複数のディシプリンを有しない場合（複数の学位を授与しない場合）は申請できないのか。 12
- 問 28. レイトスペシャライゼーションの構想については、入試の大括り化や入学後の柔軟な転学部等の取組を含めることが必要なのか。 13
- 問 29. 高等学校・大学・大学院が連携する取組であることが求められるのか。高等学校と学士課程のみ、学士課程と大学院のみの連携による構想であっても申請できるのか。高等学校からの飛び入学と学士課程の早期修了のみが制度化されるものであれば足るのか。 13

- 問 30. メニュー I のように分野融合やダブルメジャーの構想を提案することは可能か。 13
- 問 31. 早期修了や飛び入学などを制度として設定し、優秀な学生に早期に高度な学習の機会、あるいは修業年限の短縮により早期に社会への人材輩出を行う仕組みを目的とするものと理解すればよいか。 13
- 問 32. 事業規模については、申請上限額まで申請しなければならないのか、事業規模の多寡によって審査に影響はあるのか。 14
- 問 33. 資金計画について、補助期間中にどの程度まで自己負担比率を高めればよいのか。補助金額の逡減分と同額の自己負担額を確保することを求めるのか。 14
- 問 34. 「事業担当者」を学長とすることはできるのか。 14
- 問 35. 事業責任者は今後採用予定の者でも構わないのか。 15
- 問 36. 申請資格は全て達成する必要があるのか、また、いつまでに達成する必要があるか。 15
- 問 37. 申請資格は、申請者である大学のみが満たしていればいいのか。構想において連携する大学についても満たしている必要があるか。 15
- 問 38. 学部・学科等の設置手続中あるいは学年進行中の場合は申請できないのか。 15
- 問 39. 申請に際し、幹事校となる旨の意志の表明の有無が審査に影響するのか。 15
- 問 40. 幹事校への成果の発信・普及等に関する経費はどの程度配分されるのか。 16

問1.「知識集約型社会を支える人材育成事業」の趣旨は何か。

「知識集約型社会を支える人材育成事業」（以下「本事業」という。）は、Society5.0 時代等に向け、狭い範囲の専門分野の学修にとどまるのではなく、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を持った人材育成を実現することを目的としています。

その際、今後の知識集約型社会に必要な人材育成に向けた新たなタイプの教育プログラムを構築・実施するに留まらず、各大学が時代の変化に応じて多様な教育プログラムを持続的に提供していくための全学横断的な改善・改革の循環を生み出す基盤・システムを学内に形成することとしています。

問2.審査において、本事業で取り組む教育改革の他大学等へ波及については、どのように評価されるのか。他大学の教育改革に具体的につながることまで求めるのか。

本事業においては、他の大学教育再生戦略推進経費と同様に、大学教育改革の先駆的なモデルとしての取組成果と教育改革の課程を公表し、他大学の教育改革に波及することを期待しています。

したがって、本事業における文理横断・学修の幅を広げる大学全体の教育改革を実現するに留まらず、我が国全体の大学教育改革の加速化に向けて、その取組成果を波及させる手法や計画についても確認することとなります。

問3.新たな学位プログラムの設置を目指す場合、当該事業期間内に学位プログラムの設置及び学生の受入れがなされることが必要なのか。

本事業は国の補助事業として国民への説明責任を果たすこと、すなわち、一定の取組成果を示すことが必要です。したがって、本事業が学士課程教育を中心とする取組を想定していることを踏まえ、補助期間内に新たな教育プログラムを構築するのみでは足りず、補助期間終了時点においてその学士課程のカリキュラムを履修した学生が卒業できるようにする必要があります。

問4.学部のみが対象になるのか。大学院のみの取組や、専攻科・別科等も含めた教育プログラムとしての申請は可能なのか。

本事業では基本的に学士課程教育の取組を想定しています。大学院のみの取組は申請できませんが、大学院と連携する構想の場合は、どのような連携により教育改革を行うのか明確に説明してください。

また、学士課程と専攻科・別科が連携した取組も否定するものではありませんが、その場合は、本事業の趣旨を、構想において養成する人材像も踏まえ、それらの課程との連携の必要性及びその具体的な内容について、明確な提案がなされることが必要です。なお、専攻科のみ、別科のみを対象とする取組は申請できません。

問5.既に本事業の趣旨・目的に沿った教育プログラム等を実施している場合であっても、新たな教育プログラムの構想を申請しなければならないのか。

既に本事業の趣旨・目的に沿った教育プログラムを実施している場合には、必ずしも新たな教育プログラムを構築する必要はありません。

ただし、単純に既存の取組を継続するものは本事業の対象とすることはできません。本事業を含む大学教育再生戦略推進費は、設置形態を超えた競争的環境のもとで革新的・先導的な教育研究プログラムの開発に関する大学の優れた取組を採択するものです。本事業の提案に当たっても、これまでの教育改革の実績と現状について十分な分析を行った上で、従前の取組を超え、今後各大学において取り組むべき新たな教育改革と目指す成果を提案することが必要です。

新たな教育プログラムの実現に向け新しい学び方や学修者本位の教育方法なども含めた手法や工夫等が具体的に計画された、大学の独自の発想に基づく構想が提案されることを期待します。

問6.既存の学位課程において教育プログラムを構築する場合、3つのポリシーそのものも審査対象となるのか

既存の学位課程における新たな取組を行う場合であっても、従前から規定されている3つのポリシーそのものを審査の対象とすることはありません。ただし、本事業の審査として、新たに提案する教育プログラムと養成する人材像、教育課程の体系性等が、既存の3つのポリシーと整合しているかは審査の対象とします。

問7.社会とのインタラクションとは、具体的にどのような取組を想定しているのか。

大学と社会・産業界等との間で、大学教育改革の取組の趣旨や手法・プロセス等について十分な理解と連携が図られることを意味します。

例えば、メニューⅡにおいては、飛び入学を行う際に、高等学校・大学・大学院間の十分な連携や学生・受験生本人及び保護者の理解の醸成が、また、産業界との間では、養成する人材像とその活用に向けた意識改革等が必要です。

そのため、各大学からこれら関係者に対し働きかけ、認識を共有し、具体的な連携を図るための取組が図られることを想定しています。

問8.本事業においては、新たな学位課程の構築や学位等連携課程の設置が求められるのか。

新たな学位を授与する新たな学位課程を構築することを求めるものではなく、既存の学位課程における改革の取組も想定しています。同様に、学位等連携課程の設置についても必須とするものではありません。

ただし、いずれの場合であっても、単純に既存の取組を継続するものは本事業の対象とすることはできません。本事業を含む大学教育再生戦略推進費は、設置形態を超えた競争的環境のもとで革新的・先導的な教育研究プログラムの開発に関する大学の優れた取組を採択するものであり、提案においては、既存の取組とは異なる新たな大学教育改革に取り組むものであることを求めます。本事業においても、公募要領に記載する通り「新たなタイプの教育プログラムの構築・実施」を求めており、これまでどのような大学改革に取り組み、どのような成果を得たのかを分析した上で、従前の取組を超え、本事業において新たに何に取り組むのか、明確かつ具体的に提案されることが必要です。

【メニューⅠ・Ⅱ共通事項】

問9.分野融合の取組や既存の取組の継続ではない新規性ある取組が必要であるということは、既存にない新たな専攻分野や学位の構築を求めるのか。

前項に同じく、必ずしも新たな専攻分野や領域、学位の構築を求めるものではありません。ただし、本事業においてこれまでの教育改革を超えた新たな取組が提案されるもので

あることが必要です。

問10.補助期間終了後にプログラムの質が下がることがないようにすることとあるが、具体的にどのようなことを想定しているのか。事業終了後の教育プログラム実施に係る資金について事業期間中と同額を確保することを求められるのか。

補助期間終了後も継続的・発展的にプログラムが実施されていくことを求めるものであって、本事業において取り組む人材の修得する能力や人材養成の規模が、事業期間中と事業終了後で大きく変わらないことを想定しています。

取組に必要な資金そのものの規模が、事業期間内と同額であることを求めるものではありません。

問11.「身に付けた内容を…実社会に適用することができる能力」「社会のニーズを受けた人材像の設定」という説明があるが、いわゆる特定職種・職業分野の人材養成を行う取組を想定しているのか。

本事業は、知識集約型社会の到来を見据え、今後の社会や学術の新たな変化や展開に柔軟に対応し得る幅広い教養と深い専門性をもった人材を育成することを目的としており、求める人材像について取組を行う大学と社会・産業界において共有されるものであることを求めています。

例えば医療系の資格取得を前提とする教育課程など、特定の職種や職業を養成するための教育プログラムではありません。また、実務的な能力の修得のみを目的とする教育プログラムの開発を想定するものではありません。

問12.事業趣旨として、学生の専門分野に特化しない幅広い知識の習得を目指すとする一方で、要件として3つのポリシーやカリキュラムツリーなど、学生の学びを規定する仕組みが強く求められている。学生個々人の学びの幅を優先することと、設定する人材養成像に向け履修すべき内容が特定されていることと、いずれを重視しているのか。

本事業は幅広い教養と深い専門性を持ち、普遍的な見地から事象の全体像を捉える力や、複数分野にわたる深い専門知から同時にアプローチできる力を備えた人材を育成することが目的です。このため、提案される教育プログラムにおいては、分野を超え学生の学修の幅をもたせるような取組を求めています。

同時に、提案される構想においては、大学が自らの強みや特色も踏まえ、独自の発想を

活かしたものとなることを求めています。

したがって、学生の学修の幅を確保する手法、すなわち、分野を超えた学修内容を含めて学生の学修すべき科目等を明確に規定するのか、学生の関心に応じて幅広い学びを尊重するのかなどについては、一律にそのいずれかが重視されるべきものではなく、設定する人材養成像を始めとした構想の内容に従うものと考えられます。

ただし、学位課程の取組である以上、学生が単に様々な分野の知識や専門性、思考様式を修得できるというだけでは不十分であり、それらの学びが体系化されるものであることが前提です。したがって、学位取得に至るまでの学修内容をどのように統合させるのか、またそのために必要な仕組みをどのように用意するのかについて、具体的かつ明確な説明を求めます。

なお、上記も踏まえれば、本事業における新たな教育プログラムを構築する上で、学生個人個人の主体的な学修と体系的な学びを確立することが不可欠であり、学修者本位の学びを支援するきめ細やかな指導やそのために必要な体制の整備等に係る計画について、十分に説明されることが必要です。

問13.全学的な教学マネジメントの確立とあるが、本事業の期間内において取組大学として教学マネジメントの実施体制を確立する必要があるのか。

本事業は、あくまで教育プログラムの構築を目的とする事業です。全学的な教学マネジメントや全学的な管理運営体制の強化等は本事業における取組として求めるものではありません。

ただし、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年11月26日 中央教育審議会答申）（以下「グランドデザイン答申」という。）において謳われている学修者本位の教育の実現や、そのために必要な「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営」の確立について「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日 中央教育審議会大学分科会）も参考とした取組が行われることは、本事業を含む今後の大学教育改革にとって不可欠な観点であると考えられます。

そのため、全学的な教学マネジメントの確立等の取組は、本事業における取組と連動し一体的に展開されるものとして取り扱います。採択に係る審査においては、全学的な教学マネジメントの確立等そのものは評価対象とはなりません。どのような取組が行われているか（あるいは、構想されているか）については確認することとしています。

問14.複数の大学の共同申請により、共同教育課程や連合大学院などに基づく教育プログラムの構想として申請することは可能なのか。

共同教育課程や連合大学院に基づく構想は想定していません。

問15.メニューⅠのレイトスペシャライゼーションやメニューⅡにおいては、修士や博士の学位を取得する教育プログラムであることが必要なのか。

メニューⅠのレイトスペシャライゼーション、メニューⅡのいずれについても、本事業において構築するカリキュラムとして修士や博士の学位を取得することを前提とするものではありません。学士課程と大学院課程が連携した取組とする場合には、本事業及びそれぞれのメニューの趣旨等を十分に踏まえ、大学院との連携内容や具体的方策について、明確に説明するようにしてください。

問16.メニューⅠ・Ⅱともに、期待される取組事例が示されているが、例示にないような取組を行う申請は評価されないのか。

各大学の特色・強みを活かした独自の構想づくりに期待するものであり、それぞれの独自の発想を活かした提案であることを求めます。

公募要領等に記載する取組例は、あくまで、「グランドデザイン答申」や「教学マネジメント指針」の趣旨も踏まえた取組の例示であり、これに沿った提案がなされることで評価されるものではありません。

問17.教育改革を実現するために確認する事項は、審査においてどのように評価されるのか。

全学的な教学マネジメントの確立や管理運営体制の強化等の教育改革を実現するために事項については、採択に係る審査において直接の評価対象とするものではありません。したがって、その取組内容自体を審査することはありませんが、本事業における取組と一体的に展開されるものとして十分に構想されているかを確認します。

問18.自大学の現状を把握するための自己分析とは、どのような内容を想定しているのか。

様々な観点が考えられますが、例えば、これまでの教育改革の取組と、今後大学として実現しなければならない教育とを比較して、既に何が達成され、何を実現していかなければならないのかといった現状認識等が想定されます。

問19.本事業における取組が大学全体の改革の一環に位置付けられているとは、具体的にどのようなことを想定しているのか。

前問のとおり、申請する大学における教育改革に係る現状と課題認識がなされていることを前提として、中長期的な視野も含めた大学全体の教育改革において、本事業による取組が何を担っているのかが明確に設定されていることが必要です。

問20.具体的な成果指標として具体的に想定するものはあるのか。申請に際して必ず設定しなければならない指標があるのか。

取組成果を測定するために必要な成果指標については、申請するプログラムにおいて設定する人材像、そのために構築するプログラムその他取組の内容により異なるものであると考えられます。

このため、全ての申請に対し一律に同じ指標を設定することはできませんが、例えば、学生の活動の成果や成長の状況、本事業において取り組む教育改革の状況等を測定するものとするのが考えられます。

なお、成果指標に関しては、単純に数値が大きいことをもって高く評価するものではありません。また、達成があまりにも容易な目標である場合も、事業成果の見込みを十分に表すことができず、事業成果の見込みをいたずらに毀損することとなります。

本事業が国費による取組であり社会に対する説明責任を負うものであることも念頭に、取組の規模も踏まえ、事業の成果と進捗を正しく把握できる指標が設定され、適切な数値が設定されることが必要です。

問21.申請に際して、個々の授業科目の内容やそのシラバスも用意し、説明する必要があるのか。

申請に際し、提案する構想においてどのような授業科目を配置するかについては、当然に検討されている必要があります。

しかし、審査においては、個々の授業科目の内容そのものよりも、その構成要素や修得

する能力といったプログラム全体としての教育内容の観点と、養成する人材像と3つのポリシーの整合性、教育課程の体系性、学位に至る学びの中での学修内容の統合等のプロセス・仕組みの観点を中心に評価することとしています。

なお、申請において、構想全体を理解する上で不可欠な場合などに、必要に応じて個別の授業科目の内容について説明することは可能です。

問22.本事業における取組は、学部、学科あるいは専攻など、どの組織レベルで実施されるものであればよいのか。どの程度の授業科目数の見直しを行えばよいのか。新たに作成するカリキュラムを履修する学生の規模はどの程度に設定すればよいのか。

各大学の状況により、本事業において取り組むべき教育改革も大きく異なることが想定されます。そのため、本事業において対象とすべき教育組織の規模や、あるいは学生の定員数等を一律に示すことはできません。申請者においては、現在の教育改革の状況と今後に向けた課題を十分に分析し、本事業において取り組むべき内容を明確にし、提案内容を構想するようにしてください。

なお、審査においては、本事業の趣旨と提案する構想の内容、設定する目標と取組、事業規模や設定する定員等との相応性、構想の実現性等を評価することとしています。

【メニュー I 関係】

問23.分野融合とあるが、文理融合が想定されているのか。文系同士、あるいは理系同士の融合によるプログラムとすることは可能なのか。

文理の融合のみに限定するものではなく、文系同士あるいは理系同士の融合も想定しています。いずれの場合においても、本事業の趣旨である、幅広い知識に基づく普遍的な見方や事象の全体像を捉える力を備えた人材育成に向け、複数のディシプリンの学修とその体系化・統合を実現するものであることを求めます。

問24.社会人入学者などいわゆる大学既卒者を対象とした教育プログラムは申請できるのか。

提案する教育プログラムにおいて、社会人等大学既卒者を受け入れることを否定するも

のではありませんが、3年次編入学や修業年限の短縮等の措置により本事業において構築するカリキュラムの一部のみを受講する者を前提とすることは認めません。

問25.身に付けるべき複数のディシプリンとは、いわゆる教養教育水準のもので構わないのか、あるいは専門教育レベルの内容が求められるのか。分野融合の手法として、ある特定の分野は教養教育段階のみの学修としつつ、中心となる専門分野のみ専門教育段階まで学修する取組は可能なのか。

各ディシプリンにおいては、その分野の一定の知識体系の修得や、基盤となる原理・思考のフレームワークを修得するものであることを想定しています。

したがって、ある分野に係る学修内容を構想する教育プログラムで提供する場合に、その分野の教育課程における位置付けが教養教育と専門教育のいずれの水準であるかを問うものではなく、あくまでプログラムにおいて養成する人材像に必要な能力を修得させる一定の学修の固まりとなっていることが必要です。

問26. 3以上の複数分野の融合による構想の場合、特に主となる学位を授与する分野以外の各分野の学修は、何単位程度設定すれば足るのか。

融合する各分野に関して学修させるべき内容は、提案される構想により異なることが想定されるため、一律に単位数等を示すことはできません。

他方、各分野の学修は、単独でもその分野の中において一定の量と質及び順次性を備えた学修体系を構築するものであることが必要です。

例えば、融合するある一つの分野の学修について、1～2科目（2～4単位）など極端に少ない量とすることは、本事業の趣旨に鑑みて十分であるとは認められないものと考えられます。

問27. 複数分野の融合が前提となっているように見受けられるが、学内において複数のディシプリンを有しない場合（複数の学位を授与しない場合）は申請できないのか。

提案に必要となるディシプリンに必要な教育資源は必ずしも学内だけで確保する必要はなく、他大学等との連携により申請者である大学が有しないディシプリンを活用する構想であっても構いません。

問28.レイトスペシャライゼーションの構想については、入試の大括り化や入学後の柔軟な転学部等の取組を含めることが必要なのか。

入試の大括り化等はいくまで想定される取組例に過ぎません。レイトスペシャライゼーションの趣旨を踏まえ、分野や学部等の枠を超えた学生の学修の幅を広げる取組が提案される必要があります。

【メニューⅡ関係】

問29.高等学校・大学・大学院が連携する取組であることが求められるのか。高等学校と学士課程のみ、学士課程と大学院のみの連携による構想であっても申請できるのか。高等学校からの飛び入学と学士課程の早期修了のみが制度化されるものであれば足るのか。

必ずしも高等学校・大学・大学院すべてが連携した取組であることを求めるものではありません。メニューⅡの趣旨である、特定の分野で特に優れた資質を有する学生に早期から高い水準の教育機会を提供すること、それらの学生個々人に個別最適化された学びを提供するとの観点から、提案する構想の実現に向けて必要な連携がなされることを求めます。

問30.メニューⅠのように分野融合やダブルメジャーの構想を提案することは可能か。

メニューⅡは特定分野の取組を前提としており、メニューⅠに掲げる分野融合やダブルメジャーによる構想とすることはできません。

ただし、公募要領等にも記載するとおり、学生の関心や研究分野等に応じ、学部間・研究科の連携等による科目の提供や履修指導など、本事業全体の趣旨である学生の学修の幅を広げる取組が行われる必要があります。

問31.早期修了や飛び入学などを制度として設定し、優秀な学生に早期に高度な学習の機会、あるいは修業年限の短縮により早期に社会への人材輩出を行う仕組みを目的とするものと理解すればよいか。

メニューⅡの趣旨は、ある特定分野において、特に優れた能力を有する学生に個別最適

化された学修を提供することにあります。早期修了や飛び入学などは、あくまでのそのための手段であり、実現すべき目標ではありません。

なお、申請に当たり、提案する構想において飛び入学や早期修了を取り扱う場合に、必要な学内制度・規程の整備を行うことは当然必要となりますが、これらの制度により修業年限の短縮自体を前提とした教育課程を構築することは、現行法令上、制度的にも認められているものではありません。

【その他】

問32.事業規模については、申請上限額まで申請しなければならないのか、事業規模の多寡によって審査に影響はあるのか。

事業規模については申請上限額の範囲で申請してください。

なお、審査においては、単に事業規模が大きいあるいは小さいことをもって評価されるものではなく、構想にふさわしい規模が設定されていることを評価します。構想の内容や経費の妥当性・不可欠性を十分に踏まえ、真に必要な額を計上してください。

問33.資金計画について、補助期間中にどの程度まで自己負担比率を高めればよいのか。補助金額の逡減分と同額の自己負担額を確保することを求めるのか。

事業期間中の資金計画及び自己負担比率については、一定の金額あるいは割合を一律に設定するものではありません。また、最終年度の前年度及び最終年度については補助額を逡減することとしていますが、この逡減額と同額の自己負担額の確保を求めるものでもありません。

補助期間中から事業終了後を見据え、補助期間終了後も、本事業における取組を、質を下げることなく継続的・発展的に実施していくことができるよう、自己負担による資金を確保する計画であることが明確となるように説明してください。

問34.「事業担当者」を学長とすることはできるのか。

学長は事業全体の責任者であり、事業担当者を兼ねることはできません。また、事業担当者は実質的に事業を統括する者でなくてはなりません。

問35.事業責任者は今後採用予定の者でも構わないのか。

申請時点において申請大学に所属する常勤の役員又は教員であることが必要です。

問36.申請資格は全て達成する必要があるのか、また、いつまでに達成する必要があるか。

全ての資格について申請時において達成しているか、令和5年3月までに達成する必要があります。

問37.申請資格は、申請者である大学のみが満たしていればいいのか。構想において連携する大学についても満たしている必要があるか。

申請資格は申請者である大学が満たしていれば申請することが可能です。

問38.学部・学科等の設置手続中あるいは学年進行中の場合は申請できないのか。

申請時点において設置手続中である場合、本事業における取組を前提とした設置構想であれば、申請することについて特に問題はありません。

学年進行中の場合も同様ですが、本事業が新たな教育プログラムの構築を目的とするものであることを踏まえ、既に実施する設置計画と提案する構想が互いに整合する必要があることが必要です。

問39.申請に際し、幹事校となる旨の意志の表明の有無が審査に影響するのか。

幹事校となる旨の意思の表明の有無は審査においては評価対象とはしないため、審査に影響することはありません。

なお、幹事校については、本事業全体で1大学を定めることとしており、メニューⅠ・Ⅱいずれの取組を行う大学であるかは問いません。

問40.幹事校への成果の発信・普及等に関する経費はどの程度配分されるのか。

毎年度の予算の状況に応じ、文部科学省において配分額を決定します。各大学においては、交付された配分額の範囲において、発信・普及に取り組んでいただくこととなります。